

「出版者の権利のあり方に関する提言」における一体的設定の是非について

日本美術著作権連合

日本美術著作権連合では、かねてより紙と電子の出版権が別個であることを要望してまいりました。その検討の中で、私共が重要視してきたことは以下の3点です。

- ① 著作権者が判断の主体となって設定できること
- ② シンプルで、理解しやすい契約書が作れること
- ③ 出版社とどのような力関係にあっても、誰でも等しい条件で契約書が作れ、特約の必要がないこと

①について

紙と同時に電子の契約も結ぶかどうかは、法律で「こうあることがよろしい」と決めるのではなく、著作者が主体となって考え、個々が決定すべきことであると考えます。

これは、紙と電子の出版権を同じ出版社に委ねること自体を否定するものではなく、「そうしたい著作者はそう出来、そうしたくない著作者はそうしなくてよい」という主張です。

また、電子化に積極的な著作者であっても、作品によっては「この作品に限っては電子化したくない」と考えるケースもあります。この作品だけは紙で味わってほしいという創作者の「作品への思い」や「創意思意図」があるなら、電子の出版権設定は必要なく、その選択は尊重されるべきものでしょう。

②について

著作者が紙のみの出版を望んだ場合、法律が「紙電子一体」であれば、契約も「原則としてセットになっているふたつの出版権を、特約の一文加えることによって2つに分割し、1つを無効にする」ということとなります。

一方で法律が「紙電子二本立て」であれば、「原則として別個になっている2つの出版権を、各個人の考えによって必要な時に必要なだけ契約する」となります。

どちらがシンプルであるかは明らかであり、それは契約書を読み解くことが不慣れな権利者にとってわかりやすいだけでなく、塩漬け問題を生み出さない最も簡単な解決法でもあります。

③について

出版社に対し、紙と電子を切り放す特約の付加を言い出しづらい権利者や、契約に不慣れな権利者であっても、本人が一体契約を望んでいない場合には、容易にそうできる契約書が必要です。

そのためには、特約の付加を申し出ることなく紙のみの契約を結べる契約書が「基本」となることが望ましく、出版権が紙と電子で別個になっている必要があります。

●法改正と契約書の整備について

美著連では、第二回小委員会のヒヤリングにおいて「出版権について検討するなら、それと平行し、著作者の権利や公平な利益配分に配慮した電子書籍の契約書ひな形づくりに取り組む努力をする必要がある」とご提案いたしました。

しかし、今なお電子出版の契約書には明確な基準もルールもなく、それが、著作者が電子出版契約を結ぶのをためらう原因ともなっています。

このような混沌とした状況の中で法改正だけが先行し、紙と電子の出版権が一体化すれば、紙を出版するために契約を結んだ時点で、著作者は今までにない大きなリスクと不安を抱え込むこととなります。

出版権の一体化を望むのであれば、同時に電子出版契約の整備に取り組むべきではないのでしょうか。